命令を受けている対象物

京都市消防局

消防機関が立入検査により火災予防上の危険や消防法令違反を把握し、その改修等の命令を発した場合には、消防法に基づきその旨を公示しなければなりません。

京都市消防局では、命令を行い、公示している建築物等の所在地、名称等を利用者や近隣の方々の安全のためお知らせしています。

京都市内において、現在火災予防上の命令を受けている対象物は次のとおりです。

（注）本公示情報は、内容に変更があった場合に更新します。

令和６年１１月１９日更新

No.	項目	内容
1	防火対象物の所在地	京都市南区上鳥羽塔ノ森下河原１番地１他
	防火対象物等の名称	有本機業株式会社　作業場兼倉庫棟
	命令を受けた者の氏名	有本機業株式会社　代表取締役　有本　匡克
	命令年月日	令和５年１月２３日
	命令事項	１　令和５年７月２４日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。 ２　令和５年７月２４日までに、建物全体に屋内消火栓設備を設置すること。 ３　令和５年７月２４日までに、屋外消火栓設備を設置すること。
	根拠条項	消防法第１７条の４第１項
	命令者	京都市南消防署長

2	防火対象物の所在地	京都市南区上鳥羽塔ノ森下河原２２番地、２２番地２
	防火対象物等の名称	フォー・テン株式会社　作業場棟
	命令を受けた者の氏名	フォー・テン株式会社　代表取締役　有本　匡克
	命令年月日	令和５年１月２３日
	命令事項	令和５年５月２３日までに、建物全体に屋内消火栓設備を設置すること。
	根拠条項	消防法第１７条の４第１項
	命令者	京都市南消防署長